

総務産業委員会報告書

令和2年2月4日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 石原 和人

令和2年2月4日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備考
1 安全・防災についての調査研究 ① 防災行政無線について	継続調査	—

<報告事項>

- 備前市公式ホームページのリニューアルについて（秘書広報課）
- メンロパーク市との姉妹都市協定について（企画課）
- 災害に係る情報発信等に関する協定の締結について（危機管理課）
- 一般競争入札による市有財産の売り払いについて（契約管財課）
- 令和2年度国民健康保険税賦課限度額及び軽減判定に係る所得基準の引き上げについて（税務課）
- 伊里地区における都市計画用途地域の追加指定について（都市住宅課）
- 鴻島港の公共浮き桟橋について（建設課）
- 検針中の交通事故について（水道課）
- 合併浄化槽設置補助金について（下水道課）

《 委員会記録目次 》

招集日時・出席委員等	1
開会	2
報告事項	2
閉会中の継続調査事件	24
安全・防災についての調査研究	24
閉会	35

総務産業委員会記録

招集日時	令和2年2月4日（火）		午後1時30分	
開議・閉議	午後1時30分	開会　～	午後4時52分	閉会
場所・形態	委員会室A・B	閉会中の開催		
出席委員	委員長	石原和人	副委員長	藪内　靖
	委員	川崎輝通		土器　豊
		掛谷　繁		尾川直行
		田口豊作		
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川　茂		
傍聴者	議員	青山孝樹		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	市長公室長	佐藤行弘	秘書広報課長	高見元子
	企画課長	岩崎和久	危機管理課長	藤田政宣
	総務部長	高橋清隆	契約管財課長	梶藤　勲
	税務課長	馬場敬士		
	産業部長	平田惣己治	都市住宅課長	大森賢二
	建設部長	藤森　亨	建設課長	淵本安志
	水道課長	杉本成彦	下水道課長	小川勝巳
	日生総合支所長	坂本基道		
審査記録	次のとおり			

午後1時30分 開会

○石原委員長 こんにちは。

ただいまの御出席は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより総務産業委員会を開会いたします。

本日の委員会は、閉会中の継続調査事件を行いますが、安全・防災についての調査研究に先立ち、執行部より報告事項をお受けいたします。

なお、報告多岐にわたっておりますので、部ごとにお受けをし、質疑応答を行いますので、報告を終えた説明員の方は順次御退席いただいて結構です。

***** 報告事項 *****

それでは、市長公室より順次報告をお受けします。お願いします。

○高見秘書広報課長 秘書広報課より1件御報告いたします。

令和元年度事業で取り組んでおります新ホームページの公開を、2月17日で予定しております。新ホームページは、今まで閲覧者が深い階層まで入っていかないと必要な情報を得ることができなかった点と、自分の必要情報を探しにくいという点を解消し、見やすく、探しやすいものを目指して行っているものでございます。

深い階層のものを浅くして、3から5クリックで情報にたどり着けるようになったこと、またトップページにキーワード検索と記事ID検索機能を設置したこと、キーワード検索は探したいタイトル等の一部を打ち込むと該当するページを探することができるものです。また、記事ID検索とは、それぞれのページに個別の記事IDがつけられておりますので、問い合わせ等相互の確認を行う際に該当ページを探すことが簡単になっております。

お手元に資料をお配りさせていただいております。ただいまのイメージのサンプルということで、完成形ではございませんが、とりあえず説明をさせていただくものです。

ホチキスどめで4部に分かれていると思います。一つ一つが1画面ということになっております。例といたしまして、若者定住のことが知りたい場合、トップ画面の一番上の右になります観光、移住、子育ての部分をクリックしていただきます。そういたしますと、真ん中に備前建物2019コンペというのが一応入っておりますが、これはサンプルとなっております。新しくホームページが立ち上がりますと、ここがいろんな写真とか、風景とか、そのような画面に切りかわってまいります。

それで、今とりあえず例といたしまして、若者定住のことが知りたいという場合にどこを押していくかということになりまして、一番上の一番右に観光、移住、子育てという文字があると思います。これがクリックできるようになっておりますので、これを押していただきますと、真ん中に備前と書いてありまして、左観光、右子育て、真ん中の下側が移住となった画面が出てまいります。その下側の真ん中に備前市で暮らすというボタンが出てまいりますので、それを押していただきますと、次3つ目の住宅関連補助事業というページが出てまいります。その上から2

番目を押していただきますと若者、最後のくくりになります若年世帯定住支援補助事業にたどり着くということになっております。

簡単な例で申しわけないんですけども、紙ベースといたしますとこのように何枚も出さないと御説明できないという段階でございます。それこそ2月17日が参りましたら新しくホームページが立ち上がりますので、それを1つずつクリックしていただきまして、内容をまた見ていただきまして、御意見等をいただければと考えております。

○岩崎企画課長 企画課から国際交流事業に関連しまして御報告申し上げます。

アメリカのメンロパーク市との文化交流協定から姉妹都市協定への格上げについてでございます。

メンロパーク市につきましては、2015年に文化交流協定を締結しまして、これまで5年間の中学生による相互派遣交流を行ってまいりました。昨年、8月に交流5周年を記念しまして、田原市長と立川議長による親善訪問を行っております。その際に、メンロパーク市長から姉妹都市への格上げを提案されておりました。内容は、2020年のアメリカ訪問団にあわせまして、同市の市長が来日し、調印式を行ってはどうかということでありましたが、最初はなかなか意思の疎通も難しいものですから、リップサービスなのかなどもう半信半疑でありましたが、光栄なことでありますので、お受けという返事をしておりました。そういう中で、メンロパーク市議会におきましては、この2月11日に開催予定の議会におきまして、姉妹都市協定への変更が提案されております。これは承認される見込みということでありますので、当市におきましても2月議会におきまして姉妹都市議案を提案する予定としていることを御報告申し上げます。

調印式のスケジュールにつきましてはまだ決まっておりませんが、6月に派遣団を受け入れ、議会中の新議場におきまして調印式を行うことでの提案をいたしております。実現すればメンロパーク市長に議場でのスピーチをいただくことによりまして、新庁舎、新議場、合併15周年、交流5周年を祝う記念行事となり、新しい姉妹都市関係に花を添えることができるものと考えております。

なお、姉妹都市関係につきましては、秘書広報課が所管し、国際交流事業は企画課が所管しておりますので、関係議案や調印式は秘書広報課が、派遣団の受け入れは企画課が受け持つことで連携して対応していきたいと思っております。この御報告につきましては、国際交流の流れでこのようなことになりましたので、企画課で行いました。

○藤田危機管理課長 2色刷りの資料をごらんください。

これは、「広報びぜん」の3月号に載せる予定の記事でございまして、災害に係る情報発信等に関する協定の締結ということで、防災、それから災害等に関する情報伝達手段の多重化、多様化の観点から、後ほど御説明させていただきますメインとするところの防災行政無線、同報系を補完するという位置づけになります。

内容につきましては、備前市とヤフー株式会社との間で令和2年1月28日に本協定を締結し

ました。これにより、市からヤフー防災速報アプリを通じて、災害の注意喚起、避難所の開設などの緊急情報を発信したり、ウェブの地図情報に避難場所等を表示できるようになりました。全国で850を超える自治体が協定しており、1,800万人以上の方が利用されているというサービスですということで、ぜひ活用くださいということです。ダウンロード方法については以下のとおりというふうにお示しをしております。

岡山県内の状況について御紹介いたしますと、県内では8市1町、岡山、倉敷、津山、玉野、笠岡、井原、瀬戸内、浅口、それから和気町が現在協定をしております。備前市民の方でダウンロードをされている方が、現在の4,980人ということになっております。

○石原委員長 ここまでの報告につきまして、質疑を希望される委員の方許可いたしますが。

○尾川委員 ホームページの変更について、まず1点目が職員はもう見とんですか。御意見くださいというたってここまでできとって、意見を出したって何も変わらんのやったら何も意見を出す必要はねえし、内部でどう評価しとんかというのを聞かせてください。

○高見秘書広報課長 研修等をやっております、ただいま担当が記事を出したものをそれぞれリンクしたり確認したりとかいう作業を行っているところです。

感想といいますのは、ホームページを使う側と作成する側というのは若干違っておまして、新ホームページにおきましては、職員のほうはかなり簡単にホームページに取りつけるというか、仕事としてやっていくにはかなり軽減されているものと考えております。

○尾川委員 使う側、つくる側というんだったら事前にこのホームページの意見を聞いたんですかということをお願いとうなる。要するに職員の人が見る側でもあるし、つくる側でもあるわけで、職員がある程度これだつたらまあまあかなという判断でいかんと思うんです。

○高見秘書広報課長 これを決めますときには、各部署の担当にいろいろやり方等を説明した上でここに至っております。御意見をいただきたいというのは、この成り立ちとか、そういうことではなくて、リンクしている先がわかりにくいでありますとか、つくった記事がどうでありますとかいうことをこれから皆さんの意見をいただいていきたいと考えているところです。

確かに、もう固まっているというか、この画面とか、それから送っていくスタイルとかはある程度決まったものでやっていくことにはなっております。

○尾川委員 私の言っているのは若者という飛びつきとうなるようなところがあつたほうかという意見を言わせてもらいよるわけです。

○高見秘書広報課長 御意見ありがとうございます。御意見は御意見として承っております。キーワード検索というものがございますので、そこへ若者と打っていただければ若者に関連するような事業も探していけるということにもなっておりますので、そのあたりを御利用いただけたらと思います。

○掛谷委員 きょうこれを出して皆さんの意見を聞いたものが反映できるかどうかというのは甚だ疑問があるんで、本来ならもう少し早目に出して、タイミングは非常に難しいんですけど、き

よう申し上げたらそれが改善できることなんですか。

○高見秘書広報課長 私の説明不足で申しわけございません。先ほども申し上げましたとおり、これはもう固まったものでございます。御意見をいただけるとうたしましたら、ホームページのリンク先がどうか、行きにくいとか、例えばリンク先の記事がこうじゃないとか、そのような御意見をいただくということで、このホームページにつきましてはイメージとして現在このようなもので進んでおりますということをここで御報告差し上げるものでございます。

○掛谷委員 今回に限らず、また更新時期が来ると思うんで、できるだけ早目に御意見あったらいただきたいというふうにしないと、きょう見て言えるようなもんでもないと思います。

今でもこのホームページは英語だけあるんですけど、新しいホームページは多言語、たくさん入れる必要ないけど、どこまで入ってんですかね。わかりますかね。

○高見秘書広報課長 新ホームページはイングリッシュと中国語は2種類と韓国語までは入るようになっております。

○掛谷委員 だから、今イングリッシュだけでしょ。

○高見秘書広報課長 現在のホームページはイングリッシュだけになっております。今度は英語と中国語が2種類と韓国語は入るようになっております。

○掛谷委員 あと、ホームページを活用というんか、見る人のカウントというのは考えなんですか。どれだけの人がこの備前市のホームページをアクセスしているかというのは、それでわかるんですけどね。

○高見秘書広報課長 どの程度入ってきたかということにつきましては、わかるようにはなっておると聞いております。

○掛谷委員 わかるんですね。

○高見秘書広報課長 はい。

○掛谷委員 ホームページに直接ではないんですけど、職員の皆さんに努力してもらいたいのは、広告企業というのがございますね。最初のページの3枚どめの最後に「ようこそ市長室へ」の下に広告があるんですけど、一回張りつけると年間いくら取れるんですかね。

○高見秘書広報課長 うろ覚えで大変申しわけないんですけど、1年間で18万円だったかと思います。

○掛谷委員 合っています。20万円ぐらい入るんですよ。こういうものを10社だと180万円。でも、これ1社しか入ってないんですよ。こういうのもっと頑張って、収入増になるんで、これ多分ずっと1社が続いていますよ。だけど、総社市とかは広告が結構入っていますよ。この辺のところはホームページのつくりとは別だけど、しっかり取り組んで、5社、10社とやっていただきたいと思いますが、この辺の取り組みは部長どうなんでしょう。

○佐藤市長公室長 ホームページの目的とすれば、市の情報の発信ということがありますが、それはそれとして、副次的な効果として収入があるということは確かにありますので、広告主の増

ということについては努力していきたいと思います。

○掛谷委員 ぜひ取り組んでください。

○川崎委員 新しいのに英語と中国語と韓国語と言うたんか。何でベトナム語が入らんのかな。中国とベトナムの子がこれだけ来て冬のシーズンはカキの労働についていただいて、日生に国際交流センターができるとする。実際に来てくれるのは中国人とベトナム人ではないかなあ。彼らに今備前市はどういう状態なんかというのは日本語ではわからんのじゃろうし、中国語とベトナム語ぐらいは載せて、少しでも理解を深めることは実質的な、単なる労働力の扱いではなく、備前市をより深く理解して、将来また備前に帰ってきて仕事をしようとか、ベトナムとの経済的交流を深めようとか、中国とも一緒ですけど。そういう点では、観光客目当てだから英語と中国語と韓国語になるのかなど。その辺の国際交流センターとの兼ね合いで言やあ私はベトナムを軽視する必要はないなと思うんですけど、そんなに一つの追加で言語を入れることが画面上難しいことなんでしょうか。確認の意味でお聞きしときます。

○高見秘書広報課長 ただいま申し上げました言語につきましては、確定ということで聞いております。それでもう一つ、言語につきましては検討協議中ということで聞いておりまして、この場で御報告申し上げませんでした。確かに、ベトナムという意見がいろいろ上がってきておりますので、そのような方向で調整ができればいいなと考えているところでございます。

○田口委員 川崎委員の発言と同じなんですけど、この近辺でいうと圧倒的に働いている方々というのはベトナムの方が多いんですよね。そういう意味では、ぜひベトナム語を入れるように努力していただきたいと要望をしておきます。

○尾川委員 確認なんですけど、姉妹都市縁組しようかという、メンロパークか。そのあたりのいきさつと目的、その辺を教えてもらえたらと思うんですけど。

○岩崎企画課長 経過といたしまして、2018年にメンロパーク市のオオタキ市長がアメリカの訪問団と一緒に備前市へ来られました。そのときの会食時にもそういった姉妹都市協定へ格上げしてもどうだろうかというような簡単な提案があったように聞いております。

それと、実際に昨年8月に、交流5周年を記念いたしまして、田原市長と立川議長が親善訪問させていただいたときにもそこにおられた議員の方々から同じように姉妹都市協定へ格上げしてはどうかというような御提案がありました。それで、メンロパーク市のほうからすれば交流協定、この5年を迎えてここで何らかの見直しを行ったという形でこちらは捉えております。

ですが、それによって交流内容が特に大きく変わるということは今のところ考えておりませんが、メンロパーク市におきましても、そういった特別な関係という内容の交流は今のところ考えていないという確認はさせていただいております。

○尾川委員 考え過ぎかもしれんけど、桜の会とのイメージがよう似とるんじゃ、私は。本当の目的が明確になって、本当に備前市にとってプラスになるんかどうかよう判断して、協定もきちっとしていくと思うんじゃけど、中身もよう精査して、ただ相手がしよう言うたからというて乗

るんじゃないしに、こっちも必要性があるんなら積極的にこっちからやってくれえと。格上げということは、もう少し仕事の量をふやさにゃいけんと思うんじゃないけど、その点はどんなんですか。

○岩崎企画課長 先ほども申し上げましたけども、格上げの提案というのはメンロパーク市のほうからいただいたもので、こちら側といたしましては現在の交流を継続して考えております。それで、メンロパーク市におきまして特に姉妹都市に格上げしたからといって特別な交流を求めているということだと思います。

○掛谷委員 特別変わらないんだけど、姉妹都市縁組の協定を提案されて、向こうの議会とこちらの議会で議決案件にすると。正式になるんかと思えますけども。今まではどうなんですかね、何も変わらないというんが、教育交流以外の民間であるとか、いろんな分野の方々の交流というのも姉妹都市縁組によって拡大はされると思っているんですけども、今までと何ら変わらないんですか。

○岩崎企画課長 今の時点で特に次のステップに行くということはこちらも想定しておりませんし、向こう側も想定はされていないということですが、格上げすることですからそういった可能性というのは広がっていくのかなと考えております。

○掛谷委員 ということは、今回は正式に姉妹都市縁組を結ぶというところで終わり。そういう結論ですよ。

○岩崎企画課長 そのように思っております。

○掛谷委員 わかりました。

それから、危機管理の関係でヤフーIDを入れて、アプリケーションが入りますんで、1回か2回ぐらいは使ったことがありますけど、これはアプリをダウンロードして、無料なんでいいんだけど、さらに普及するためにどういうPRをされるかなと。ホームページ、びぜんn a v iとか、「広報びぜん」ぐらいで周知徹底を図るんですか。

○藤田危機管理課長 後ほど、防災行政無線のところでお話をさせていただこうと思ったんですけど、当然先ほど委員さん言われたような方法はとろうと考えておりまして、防災行政無線のところでは戸別受信機のお話をさせていただこうかと思っております。これについては、各地域で町内会の代表の方等に説明会をさせていただこうと思っているんですけど、そこで戸別受信機、これは家の中にいないとわからないものなんで、それ以外に地点登録が3地点までできます。勤務地とか、自宅があるところ、家族、親の実家のあるところとか、いろいろ入れ方は自由だと思うんですけど、外出先でも見えるようにこういったモバイル端末にダウンロードして見ていただける方法を、このヤフーの防災速報アプリと同時にびぜんn a v iも無料ですからダウンロードしてくださいという広報をしていこうと考えています。

○掛谷委員 わかりました。

○石原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、市長公室関係の報告事項を終わります。

報告のみの説明員の方は御退席をいただいて結構です。

続きまして、総務部よりの報告事項をお願いします。

○梶藤契約管財課長 契約管財課から一般競争入札による市有財産の売り払いについて御報告をさせていただきます。

このたび、「広報びぜん」2月号に2つの物件についての情報を出させてもらっております。1件目につきましては、12月の議会会期中の委員会において、日生総合支所長より御説明ありました備前市日生町日生890番地1、旧JA日生の宅地と建物についてでございます。こちらは、宅地が735.11平米、建物につきましては床面積が4階建てで1,695.93平米、予定価格2,130万円で予定しております。

2件目につきましては、一昨年11月の広報で周知させていただいておりました備前市穂浪381番地1、旧穂浪保育園跡地でございます。こちらは面積が1,966.61平米、予定価格が1,540万円でございます。受け付け期間が2月3日から17日までで、土日、祝を除いております。なお、現地見学会を2月12日に予定しております。

入札日は、2月27日に行うこととなっております。場所につきましては、市役所の大会議室ということでございます。

○馬場税務課長 税務課から令和2年度の国民健康保険税の賦課限度額及び軽減判定の所得基準引き上げについて御報告いたします。

令和2年度の税制改正大綱が閣議において決定されましたが、市民の皆様に影響してくるところでは、国保税の賦課限度額及び軽減判定の所得基準の引き上げが決定されました。

まず、賦課限度額につきましては、お手元に資料を配付いたしておりますが、「96万円」から「99万円」に改める内容となっております。引き上げにつきましては、3年連続となりますが、高所得層の負担上限を引き上げることで中間所得層の負担を和らげようとするものであります。

次に、軽減判定所得基準につきましては、基準のうち被保険者数に乗じる額について、5割軽減では「28万円」を「28万5,000円」に、2割軽減では「51万円」を「52万円」に改める内容となっております。消費者物価の伸びを踏まえまして、軽減対象が縮小しないよう基準を引き上げるものでございます。

今後の流れでございますが、大綱に基づく改正がなされる場合には、例年地方税法施行令の一部を改正する政令が3月の下旬に公布され、4月1日から施行されます。市の条例改正につきましては、国の法令の改正に基づく改正ということとなりますので、政令公布の後、3月末日で専決処分を行いたいと考えております。そして、次の6月議会になろうかと思っておりますが、こちらで報告させていただき、その承認を求める予定といたしております。

なお、国保税の賦課徴収を行っているのは税務課でありますので、本日本委員会において税務

課から報告させていただいておりますが、資格に関する事など国民健康保険事業を所管しておりますのは保健課でありますので、厚生文教委員会におきましても保健課から同じ内容の報告をさせていただく予定といたしております。

○石原委員長 総務部より2件報告ございました。

質疑を希望される委員おられましたら。

○尾川委員 契約管財の関係で、穂浪保育園の跡地というのは以前宅地で分譲するという話を何回か聞いたことあるんですけど、市として全体というか、1筆で入札するという事なんですか。

○梶藤契約管財課長 宅地分譲するかというお話なんですけど、基本的には1筆で売り払いを行って、買い主の方が土地利用で宅地分譲するという形をしてくださるのがいいのかと思っております。

○尾川委員 宅地の問題というのは課長よう知つとるとおり、どこまで市の責任があるかという問題があると思うんじや。その辺の認識というのはどう考えられとんか。

○梶藤契約管財課長 インフラ整備につきましては、基本的に進入路については宅地を造成する方の負担によってするという形になると思います。道路部分についても基本的には開発される方がつくった後、市に移管するとかという、後々の維持管理は市にという形が多いように見受けられると思います。

○尾川委員 そういうインフラはインフラなんじやけど、土地そのものがあそこは浸水するということが御存じのとおりじやと思うんじやけど、そういう問題については特に明示とかした上なわけ。

○梶藤契約管財課長 あの土地につきましては、今までの災害におきまして浸水したというような実態はなかったと認識しております。確かに、東側の道路部分については低いので、浸水するということがあると思います。川側からの進入路については浸水していないという認識でございます。

○尾川委員 市としてもちゅうちょしとるといふか、そういう問題があつて今までも放置したような状態になつとると思うんじやけど、ある程度可能性を見とるわけ。

○梶藤契約管財課長 穂浪地区につきましては、伊里地区の中でも宅地が建っている地区と認識しております。こちらの近辺につきましても新しく土地を購入されたという話も伺っております。問題としては、市がこのまま売って個人の方が買えるかといつたら買えないんで、開発できる方に買っていただいて、分譲していただくことによって売却というのは進むのではないかと考えております。

○掛谷委員 日生と穂浪の件は、ヤフーオークションから入る形になるんです。最近、備前市のホームページにも表示をされておつたと思います。もうないようなんですけど、基本的に買うとしてヤフーオークションに入ってそういう手続をしていくようになっていようなんですけど、

それは間違いないかということと、特に穂浪のところの幼稚園跡地かな、ここは値段がどんどん下がって、当初の値段と今回発表されとる値段とはどれぐらい値下げを考えて出しているのかというところ。さらに、日生は初めてでしたかね、何回目ですかね。その辺がわからないので、教えてください。

○梶藤契約管財課長 最初のヤフーオークションにつきましてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、現地での入札ということで、ネットを通じての入札ということではございません。

2点目の穂浪の売り払いの価格ということですが、前回は1,570万円ということで、土地の下落を見て約30%減という価格となっております。

3点目の日生につきましては、最初の売却となっております。

○川崎委員 参考までに、初めて旧JA日生の宅地と建物を売るということですけど、総額で出しとんで、土地、建物それぞれ幾らの内訳で2,130万円になっとるんか、参考までにお聞きしときます。

○梶藤契約管財課長 土地につきましては3,060万円、建物につきましては1,200万円、これを足して4,260万円になります。土地、建物一体ということで、こういう場合の鑑定におきましてはなかなか買い手がつきにくいということで、0.5の補正で2,130万円という形での価格設定となっております。

○川崎委員 坪数からいってもこんなに安い単価でいいのかなと率直な感じを受けました。5割の最低価格で始まって、欲しい人は入札で高く買っていただけたらということなんでしょうけど。どんなんですかね、日生の土地なんかJAの辺というたらバブルの一番高いときには東の中銀あたりが坪200万円ぐらいした時代がある。岡山駅前と変わらんぐらい高いと言われた時代があったんやけど、結局坪単価で一体どれぐらいの評価額になっとんかな。

○梶藤契約管財課長 平米4万9,000円で、坪にして約16万1,700円となっております。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、総務部に関する報告事項を終わります。

報告のみの説明員の方は御退席いただいて結構です。

休憩します。

午後2時18分 休憩

午後2時18分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○掛谷委員 専決処分等も行って、賦課限度額の引き上げとなると国保は減収になるということとどれぐらいの見込みなのか、対象人数というところまで把握されているんですか。

○馬場税務課長 あくまでも今の計算でございます。

賦課限度額の引き上げということで、大体四十数世帯が対象となってくると思われます。調定でいきますと100万円ほど増となります。

軽減判定のほうですけれども、こちらは大体二十数世帯が対象となってきました、100万円ほど調定が減となる見込みでございます。

○石原委員長 国保についてよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、総務部関係の報告事項を終わります。

報告のみの説明員の方は御退席いただいて結構です。

続きまして、産業部より報告事項をお受けいたします。

○大森都市住宅課長 都市住宅課より伊里地区における都市計画用途地域の追加指定につきまして御報告させていただきます。

お手元に資料をお配りさせていただいております。

工場の利便の増進を図るため、伊里地区におきまして現在用途地域の無指定地域に工業地域の追加指定に向けた取り組みをしております。新たな工業地域に含める範囲につきましては、別添の位置図を参照していただけたらと思います。

図面でございますけど、左側が変更前の図面になりまして、青色で色分けしておりますのが工業地域となっております。工業の利便の増進を図る地域ということでございます。

この工業地域に隣接いたしまして、3社が立地し操業しております。既存の工場の敷地を追加で用途指定をするものでございます。

用途地域の追加の概要でございますが、市では都市の健全で秩序ある整備保全を図り、均衡のとれた土地利用と公共の福祉に寄与するため、9種類の用途地域を予定しております。これはおおむね5年ごとに都市計画の基礎調査をしております、その結果を踏まえて追加指定など検討を行っております。

また、備前市の都市計画マスタープランでは、幹線道路沿道などの既存の工業地で工業の集積が進んだ隣接地も含めて、環境面にも配慮しながら計画的に工場の利便の増進を図ることとしております。

この伊里地区では、国道2号へのアクセスのよさなどから利便性の高さなど、周辺地域の農林漁業との健全な調和を図りながら、これまで既存の工業地域に隣接する無指定地域も含めて工業の集積が進展してきております。

また、人口減少、超高齢化が進行している現在で、伊里地区のまちづくりの将来像も見据えて雇用の場の確保、地域経済の活性化のため進んでいる工業集積を生かして計画的に産業の振興を図る必要があると考えております。そのため、工業地として開発された既存の工業地域の隣接地について、環境面にも配慮しながら工業地域に指定し、工業の利便の増進を図ることで用途地域

の指定をしたいと考えております。

都市計画の変更スケジュールでございますが、今後の予定につきましては、この2月25日から3月10日まで原案の公告、縦覧を2週間行いまして、その後県と地元への説明会等関係機関との協議を行いまして、順調にいきましたら6月ごろになります。案の公告、縦覧、こちらのほうも2週間。これにつきましては、1番、2番とも期間中はどなたでも意見書を提出できます。住民の皆さんの御意見を反映しながら進めていきたいと考えております。都市計画審議会で審議をいたしまして、県との法定協議、変更、決定、告示ということで、これにつきましてはおおむね半年ぐらいを予定しておりまして、おおむね1年ぐらいかけて変更をしていきたいと考えております。

○石原委員長 報告につきまして、質疑を希望される委員の方がおられましたら。

○掛谷委員 これをすることによって備前市の発展、また利便性の向上等々、備前市の発展につながるというようなことを書いてございますが、もっと端的に言えば備前市として今までできんことが何々できるようになるんか。例えば道路建設というのが幅広くなるとか、ようわかるインフラ関係で備前市が何か特段にやらなきゃならないことが起きるとか、そういった指定することによっての備前市の負担というか。また、逆に民間が入りやすくなるとか、その辺の再編というところはどんなんですかね。道路や、そういった変更がしやすくなるとか、利便性をようするんじゃから、特に道路なんかはあるんかなあと思ったりしますが、もう少し詳しくそのあたり具体的なことがわかれば教えてほしいんです。

○大森都市住宅課長 用途の変更につきましては、企業の利便性、それから住宅等の混在をなくしたいということで用途の指定をして工業関係の用途の職種を誘導していきたいというのが都市計画の取り組みでございますので、会社がやめてその後に住宅が建ったりするようなことは余りよろしくないということなので、今後はその工場が潰れたところには工業系に張りついていただきたいというようなことでございます。

道路につきましては、用途を変えたからということで特に道路を見直すということではないんですが、将来的にこちらを市が工業地域ということで指定して進めていきたいということですので、細い道路は企業から改良してほしいというような御意見がございましたら、市としては前向きに話を聞いていかなければならないと考えております。

○掛谷委員 香登の西側にも工業地域があつて、次々と参入して、もうほぼなくなっていると。そこには大きな道路もできていますし、道路がなければ流通が多いんで、当然市が道路をつけたら現実にしておりますから、こういう工業地域指定そのものは反対するものでない、むしろそれはもう賛成でどんどんやってもらったらいいんですけど、それにかかわる利便性を向上させるために市の援助とか、市の果たす役割というのは出てくるんじゃないかと思うので、それを市が負担をするということで進む場合も結構あるんで、ここは伊里川の問題もあるかなと思ったりもしますし、目的としてはおおむねは理解しておりますけども、備前市がさらなる支援と

うか、工業地域として成り立っていただけの業者、参入されるであろう会社からのいろんなことの要望を受けていかざるを得ないんじゃないかと。それが、ひいては発展につながるんで、特段に悪いというわけではないんですけども、そういうこともあるんかなと。

○平田産業部長 おっしゃられるとおりかと思います。ただ、そのあたりは状況に応じてということになってこようかと思います。香登の場合は、あちらのああいう地理的な条件でもって誘致する企業からもある程度道路の整備をしてほしいという要望もたくさんいただいておりますし、こちらとしてもそれは必要だろうという考えの中で、団地の造成と誘致にあわせて整備してきたという経緯もございます。

今回の伊里中の場合には、むしろ次々と工場のほうが立地をして、だんだん範囲が広がっている現状にある程度合わせて、用途地域を追加したといったような状況もございますので、これでもって即道路等のインフラ整備になるのかといえばそんな状況ではないんですけども、担当課長からも説明がありましたように、今後の状況の変化でいろいろお話があればその都度適切に対応はしていきたいと考えております。

○尾川委員 この地図を見ると、伊里川まで変更区域という赤線が入っていますね。伊里川がここへ入るとするのは、上のほうも何か紫色があったりするんですけど、そのあたり説明してもらえます。

○大森都市住宅課長 その上のところにつきましても川の部分が入っていたりしますのは、一団の土地ということでわかりやすくといいますか、色塗りをして、こういうふうにこの地域は広がっているということで、川の部分は除いてもいいんだとは思いますが、この橋をどうするかとか、そういう細かいところになりますので、おおむね県との協議では川を入れた部分で色塗りしても特に支障はないという協議はしております。

○尾川委員 説明を受けて、結局土地じゃなしに工業地帯、工業地域言いもって河川の改修をするのかなあと思うたりして、変に思ったんですけど。

それともう一点、5年に一回というのは、どうも後追いかなあという感じにとれたんですけど、このあたりなんかも工場なんかというて相当前からあるにもかかわらず指定ができませんというのは、何かそういう何十年もたたんと既成事実がないとできませんということと、こういう指定というのは、含めるということは後追いということの解釈でええわけですか。

○大森都市住宅課長 5年ごとに必ずしなければならないということではなくて、都市計画の運用指針ということで、それに沿って用途の変更をしておるわけでもございまして、それには会社の事業の状況とか、土地利用の動向、それから混在があるかどうかとか、いろんな取り決めの中で後追いになりましても工場が立地しているわけですから、工場の用途で利便性を図るということで、後追いでも間違いではないですし、誘導していくということで先に指定するというだけでもそれはおかしくはないと思うんですが、今回につきましては新たな広がりがある一団の土地、合わせて6ヘクタールということでございますので、ある程度の土地がまとまりましたんで、用

途の指定を変えさせていただくということで進めております。

○尾川委員 私も担当者の取り組みによってこういうのが指定されたり、見過ごしてほっとたら別に誰もふぐあいがあるわけじゃねえような気がする。こういうのが結局今までどうしてしとんかなあというの。一般質問じゃ聞けんから、もうちょっと核心的な話をしてもらえたらと思うんですけど。

○大森都市住宅課長 地理的なものということで、このあたりが今回ふえているわけなんですけど、確かに事業所のほうからもそういった要望とか、希望とかというのは聞いておまして、そういったものも加味しながらやっておりますので、全体的に指針に合わせてある程度の面積で地元の要望なり、企業の混在、進捗状況等踏まえて今回はしております。今までなかったというのはいろんな制約の中で企業からの希望もないとか、面積が小さいとか、そういったことでできていないということで、見過ごしているとかいったことではないと考えております。

○尾川委員 わかりました。

○川崎委員 河川の色塗りがあったんですけど、この川の東側から信号に向けて道路が狭くて、大型が通るとどっちかの乗用車なりがとまらないと入れんというのをたしかやってきとると思うんで、こういう指定をきっかけに道路の拡張の譲渡を受けるとか、無償で寄附してもらおうとか、そういう話は進まんのかなあということが1点。

もう一つは、川も含めて色塗りは自由ですと県も言うんじゃないら、この狭い道路が無理なら当面伊里川の両側を一方通行でええから下りと上りの大型が通れるように広げて2号へ直接出られるようにすれば、工業地域として指定したことの意義というか、価値がより高まるんじゃないかなと。何で西の企業団地だったら道路はどンドン東に向けてやります。しかし、ここらは後追いで工業地域にしたんじゃないから我慢せえというのは少し筋が違うんじゃないかなと私は同僚委員の質問を聞いて思ったわけです。

○大森都市住宅課長 委員御指摘のとおり、この細い道路につきましては現在交互通行とされております。日生から来る方につきましては、結構ここを通るということで通行量も多いと思います。今回、工業地域ということで指定した企業さんにつきましても、広い道路であれば利便性の向上ということで指定しておりますので、使い勝手がよくなるというふうに考えておりますので、その辺は委員御指摘のとおりではないかと考えております。これは今後検討していかないとはいえないと考えております。

○川崎委員 だから、そういう意気込みがあるなら、2号までの伊里川全部を工業地域の色塗りにしていただいて、早い時期に一方通行で結構です。できれば左側が北向き、東側を2号から入ってくる一方通行にすれば、大型も乗用車もスムーズに2号へ出ていけるんじゃないかと思うんで、ここをなかなか拡張できないのであれば、そういう別のルートで考えていただいたほうがより早く道路ができるのかなあと思うんですけど、そういう考え方はしてないんですか。合併以来ずっと言よるけど。

○**淵本建設課長** 先ほどのところなんですけども、来年度予算で一応企業さんに協力いただけるという内諾をいただいております、用地買収の予算を計上させていただいております。できれば企業さんに協力いただいて、拡幅というふうに計画は進めたいと考えております。

○**平田産業部長** 色塗りについてなんですけども、これはある程度その区域一帯を例えば工業地域という用途指定をしようということで、広い範囲で区域指定をしているということなので、その中に含まれている道路も河川もその区域内にあるからというだけのものであって、インフラの整備と用途地域の設定とはまた意味合いの違うものだと御理解をいただきたいと思います。

ただ、そうした指定をすることによって工業の利便を増進していくというような説明もしましたし、そういう形で実際に企業活動支援をしていくということでもありますから、当然その中のインフラ整備というものは我々も積極的に取り組んでいく必要はあろうかと考えております。

具体的に川崎委員から御提案をいただきましたけども、これまでそういったところまで踏み込んで考えていたわけではないので、そのあたりは可能かどうかしっかり研究してみたいと思います。

○**川崎委員** よろしくをお願いします。

○**掛谷委員** 結局のところパナソニックの跡地は、桂スチールさんが購入された。その間は確かに余り土地がないんです。有効利用されていないその指定しているパナソニックとの間は余りないんですけども、よくよく考えてみるとこの伊里川と今の県道との間のところはもうほとんどが工業用地なんです。ただ、田んぼが若干あって、畑があったりして、こういう細長い工業地域、ここを今回はされておりますが、もっと延ばしてパナソニックまでが工業地域だと拡大解釈すればなるんじゃないかと思う。大型のトラックが通るわけですよ。あの道路ではもたん。大変なことになると思う。だから、なぜパナソニックのところまでいかなんだんかというのは段階を経てやられるのかなと思うところもありますけども、ぜひそこまで入れていくと今の県道だけではいろいろ問題があるかなと。だから、伊里川の案もありますけど、事業費は相当かかるんで、もう少し今回は第一弾として考えられて、第二弾ではその辺のところ、パナソニック跡地ぐらいまでを出すべきだと。もっと大きな考えで考えるべきじゃないかなあと思うところなんですけども、どう思われますでしょうか。

○**平田産業部長** こうした都市計画を考える上で、ある程度大きな視点で全体を見たランドデザインというようなものをベースにしながら個々に考えていくと。もうそれはもうおっしゃられるとおりでと思います。基本はそういうことだと思っておりますけども、ただ現実もなかなか無視ができないかというふうには思います。今おっしゃられましたように、パナソニックまでの間には民家も結構ございますから、そうしたものの存在を無視して全て工業地域というわけにはなかなかいきませんから、その辺は今後の状況も見ながら考えていく必要があろうかなとは思っています。

それから、おっしゃられました県道徳浪吉永線は、これもまた以前から改良要望等もございま

すし、何とか取り組んでいく必要はあろうという認識はしております。それからまた、一部都市計画道路に線がかぶったりもしておりますから、そういう絡みもございますし、何とか整備をしたいという思いはあるんですけども、財政その他もろもろの事情でなかなか簡単に一朝一夕にはいかないという部分もございます。御提案いただきましたので、そういうことを意識しながら今後検討させていただきたいというふうには思います。

○田口委員 この信号のあたりのこの近辺というのは以前から粉じん公害が言われている場所ですよね。そういう意味で、こうやって工業地帯を指定して広げたということでそういう対策はしやすくなるとか、そういう何かメリットは出てくるんですか。

○大森都市住宅課長 粉じんの対策で具体的に何かできるかというのは今わかりませんので、またそういったことを聞いてみたいと思います。

○田口委員 道路とかは工業地帯に指定すれば市が整備するというのもあつたりするんだろーとは思いますが、こういう形でこのあたりもう少し民家も点在しとったんじゃないかなと思うんですけど、以前から言われていたようなこの地域の粉じん公害というのは現在解消されているんですか。

○石原委員長 所管が違うんでしょうけど、細かくは。そういうところをもしお聞きになつとる部分でお答えできるものがあればですけど。

○大森都市住宅課長 環境課の関係になるんだとは思いますが、そういった粉じんについてというのは特には聞いてはいないんです。

○田口委員 それは環境課に聞いてみます。

○石原委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、産業部に関する報告事項を終わります。

説明員の方は御退席ください。

会議中途ですが、休憩いたします。

午後2時53分 休憩

午後3時10分 再開

○石原委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

引き続き報告事項、お受けをいたしますが、建設部からの報告をお受けしますが、各課1件ずついきたいと思えます。

まず、建設課から御報告を願います。

○淵本建設課長 日生地区にあります鴻島港の公共浮き桟橋につきまして、少し位置がずれているとの通報があり、1月20日に潜水士を入れて調査を行ったところ、アンカーブロックとの接続チェーン4本のうち2本が切れていることが確認されました。現状のままでは風向き等によってはさらなる破損が起こることが懸念されることから、予備費を充当し、早急な対応を行いたい

と考えております。

○石原委員長 先ほどの報告につきまして、質疑希望される委員おられましたら。

○掛谷委員 この原因等、改修はいつごろされた後にこういうことが起きたのか、その辺あたり原因と教えてください。

○淵本建設課長 こちらの浮き栈橋につきましては、平成5年に建設されておまして、建設から25年が経過しております。そういう中で、摩耗と経年劣化によるチェーンの切断というふうと考えております。

○掛谷委員 劣化ということでしょう。これは補正予算、専決でもうやってしまった。どうなんですか、予算措置は。

○淵本建設課長 予算措置につきましては、予備費を充用させていただきたいと考えております。

○掛谷委員 どれぐらいの費用かかりそうですか。

○淵本建設課長 費用的にはまだ確定はしておりませんが、海上作業ということで恐らく500万円から600万円程度必要になるものと考えております。

○川崎委員 浮き栈橋へくさびというのは鉄でできとるから、干満の差で空気に触れるところは特に劣化が激しいと思う。それで、ようレジャーボートなんかの浮き栈橋というのは4本柱建てて、それに輪っかをかけて浮き沈みさすほうが柱自体はコンクリートじゃし、囲いは確かに鉄じゃけど、ちゃんと浮いとるところじゃからグリースをよくつけて摩耗を減らせれば耐用年数はより長いんじゃないかなあと。あそこなんかははっきり言うて定期船以外レジャーボートも余り着かないような栈橋なわけじゃ。住民の人口数からいってもその栈橋を利用する人というのは少ないんで、鎖のほう完全に沈んで船が着けやすいんかもわからんけど、こういう修理を教訓に、次のことを考えれば工法についてもじっくり検討してほしいと言いたい。

もう一つの考え方としては、鉄の鎖じゃなくてカキのいかだに使っているロープじゃないけど、あれの太いやつで浮くんじゃったらカキのいかだでも鉛をとるところつけて完全に船の動きに邪魔にならんようなやり方しとんよ。そういうことも可能性としてはいいんじゃないかなあと。ただ、ロープをくくるところが鉄であれば同じことかなあと思ったりするから、一番いいのは柱4本で固定化して上下さす浮き栈橋が一番安上がりにつくんじゃないかなあとという見解を持っていますから、ぜひ構造、経費との関係、今後の検討課題にさせていただきたいと思う。

○淵本建設課長 今回の浮き栈橋につきましては、あくまで補修ということで考えておまして、先ほど委員おっしゃられたくい式で固定するタイプにつきましては、浮き栈橋の本体そのものからそういった構造につくりかえる必要が出てきますので、新たな新設でやりかえるときにはそういったことを検討できると思うんですけども、今回の場合はそこまでのことはできないものと考えています。

○川崎委員 反論するわけじゃないけど、もう2本残っとんじゃったらその2本が早いうちに劣

化してまた同じことが起こるという可能性もあるんで、私は浮き栈橋の構造上鉄板をコンクリで囲うとるわけじゃから、はつってそこに溶接で柱を包む輪っかをしたほうが、500万円というお金でそういう工事というのはもっと高くつくんであれば諦めんとしょうがないんかもわからんけど、一回そういうことをやると非常に耐用年数というのは延びるんじゃないかなと思いますんで、ぜひそういう改造なり、くい打ちがどれぐらいかかるとか、担当課はぜひ勉強、研修していただきたいということを要望ときます。

○田口委員 2本飛んでいるということですけど、当然4本ともこれは新しくやりかえるということでの計算ですよ、経費は。

○淵本建設課長 残っている2本もかなり細くなっておりまして、早い段階で切れることが想定されますので、この機に4本かえる予定としております。

○田口委員 よろしくをお願いします。

○石原委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、建設課からの報告は以上とさせていただきます。

続きまして、水道課から報告をお願いいたします。

○杉本水道課長 資料が御用意できておりませんが、検針中の交通事故について御説明をさせていただきます。

発生日時は、平成29年9月1日午前10時10分ごろでございますが、備前市日生町の鹿久居島地内で水道課が委託しておりました検針員と一般の方との間で接触事故が発生しました。原因は、相手方の車両が駐車枠からバックで道路に出て停止をして前方に進もうとしたところ、検針員の車両がバックで相手方の車両に接触したものです。

この件については、令和元年5月から3回の調停を行ってきましたが、過失割合について折り合いがつかず、令和2年1月23日付で検針員と備前市に対して訴状が提出されました。この論点は、過失割合で相手がゼロ%、検針員が100%、もう一点備前市の使用者責任となりますことから、御報告をさせていただきました。

○石原委員長 ただいまの報告につきまして、発言希望される方おられましたら。

○田口委員 通常、交通事故で双方の車が、運転手が乗っている状態で事故があるとゼロ対100というのはあり得ないと思うんですよ。そういう意味で、相手方がゼロ対100でない折り合わないということで裁判になったということで理解していいんですか。

○杉本水道課長 そのとおりでございます。もう一点、市が検針員と委託契約を結んでおりまして、使用者責任を問われるような内容で訴状が提出されておりますので、御説明をさせていただきました。

○掛谷委員 もう少しわかりやすくしてほしいのは、市がこの検針の会社に委託をしておりますね。その契約上、その委託をしている会社と被害者との間の関係だけじゃなくて、委託をした市

にも関係しとるからややこしゅうなつとるといふ話ですか。

○杉本水道課長 発生しましたのが平成29年でございまして、今の第一環境さんへ委託をする以前のお話でございまして、備前市の水道課と検針員さんと個別に委託契約を結んでいたときのことでございます。

○掛谷委員 だから、備前市はそれを受け入れがたいんですか。

○杉本水道課長 これは判例等を確認していただきまして、このような場合、一般的には使用者責任が問われないという、検針員とその相手方のところで事故の過失が、先ほどのゼロ対100っていう部分が多分お互いで話がつかないために、市のほうにそういう使用者責任があるのではないかというところが問われているんだと思います。

○掛谷委員 それを言よんのは個人ですか、保険会社が言よんですか。

○杉本水道課長 正確ではございませんが、弁護士を通じてももとは保険会社からその過失割合が決まらなると対物の部分が確定しないことからではないかと思っております。

○掛谷委員 これはもうその様子を見るしかないということで、特段備前市は、仲介とか一切そういうのはやらないし、もう個人対個人だと判断しておられるんですか。

○杉本水道課長 基本的には委員のおっしゃるとおりでございます。ただ、備前市に対しまして、検針員と備前市に対しての訴状ということでございますので、訴訟のほうには当然行かせていただくというようなことにはなろうかと思っております。

○川崎委員 はっきりせんのやけど、結局その委託した検針員の個人の車で、個人の保険会社と相手の住民とのトラブルで、今までだったら、保険会社が解決して市のほうは一切負担ありませんというて答えるんが普通じゃろう。それがいけない理由は何。その個人と委託契約結んだ市の責任というのは法律上問題があるということなんかな。はっきりそういうことを裁判までしよんじやったら法律の見解踏まえて説明してえ。

○杉本水道課長 事故をしました検針員さんでございますが、こちらは個人の車を利用しておりまして、個人の任意保険となっております。今回、この検針員さんが任意保険は対人のみで対物に入られていなかったというところで、その過失割合が確定しないと保険がおりないということでございます。

○川崎委員 対物に入っていなかったら、対物の金額決まりゃあ個人が負担するんかな。それとも、委託しとる備前市が負担するんかな。その辺も裁判になつとんだったら争いになつとるといふことをはっきり報告してよ。

○石原委員長 暫時休憩いたします。

午後3時26分 休憩

午後3時26分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

○藤森建設部長 検針員と個人の方が交通事故を起こしました。相手は100対ゼロで検針員が

悪いと言ってきました。それに対して検針員は100対ゼロはないだろうということで保険会社からの要求を拒否しました。そしたら、保険は払われないので、個人の方が検針員は備前市が委託したんだから、備前市がかわりに払えと言ってきました。使用者責任というのは今までの判例上払う必要はないということなんで、備前市も拒否しましたと。そうなったら、今度相手は裁判で払えということをお訴えてきたということです。

○川崎委員 裁判の見込みはどうなんです。

○藤森建設部長 備前市の弁護士と相談すると、使用者責任は判例上ほとんどないということなんで、そのほとんどというのがよくわからないんですけども、弁護士の強い、弱いでどうなるかわからないんで、その辺は見解としては払う必要はないでしょうと。ただ、裁判で何%かは出てくる可能性もあるということだと思います。

○尾川委員 確認じゃけど、委託契約のときに、例えば車を使うたら車までを委託してねえと。勝手に使いよると。エリアを限って検針してもらおうという契約はどうなっとん。それで、要は備前市は大きいんじゃから、そりゃ大きいほうが払うちゃりゃええんじやろうけど、何でも譲って。はっきりもうねえんならねえというて突っ張らにゃしょうがねえし。

○藤森建設部長 委託契約はあくまで検針をしてくださいと。かなり範囲が広いので、車を使う方もあれば、自転車の方も、オートバイの方もいます。契約上は、何を使えとは一切ありません。例えば今は第一環境が検針人は従業員になるんで、使用者責任は出てきますけども、それまでは備前市が検針を委託していたんで、使用者責任はないと思っております。

○尾川委員 よう弁護士に聞きゃあええけど、なかなかそら弱えところがあるなあ。使いよるほうの責任というのが幾らかある。それだけの利益を得とるわけじゃからなあ。それだけの1人の力があるんならええけど、やってくれえやというてそういう中身の濃いところまできちっと押さえてねえんじやからな。契約だけきちっとして、裁判というのは何ぼ責任の範囲を決めてもそのときの勢いで強え者が勝つんじやから。

○掛谷委員 これはたまたまこういう検針業務の、今は会社でしているからいいんだけど、ボランティアの保険があつたり、備前市で絡んだものがいっぱいあります。その中で、どういう契約にするかというのはさまざまなケースがあるけども、これを教訓としてどういう契約を結ぶかというのは見直したらええと思いますよ。これだけじゃないはずなんです。しっかりそこは今後、もうこれはもうしょうがないんで、裁判に多分なると思うんで。それは教訓です。

今尾川さんが言うたのは、契約がどうなっとんかが一番もう、それしか言わんと思うんよ、裁判所は。

○藤森建設部長 契約の件とか、保険についてはこれから考える余地があると思います。ただ、今回の場合は100対ゼロじゃなしに、例えば50対50だったら納得して払っているかもわからないです。これが100対ゼロ、おたくが全部悪いということなんで、ここまでもつれてきたということです。

○川崎委員 特殊のケースで、委託契約が曖昧じゃからここまで長引いている責任があると思うんですけど、参考までにその委託した検針員所有の車の保険会社と備前市が訴えられて被告側になっただろうと思いますんで、裁判費用は保険会社と備前市が払いよん。参考までにお聞きしとくわ。

○藤森建設部長 裁判については負けたほうが払うと。

○川崎委員 じゃけど、五分五分じゃったら五分五分負担ということじゃな。

○藤森建設部長 例えばこれは使用者責任があると認められて、それが何割だということになれば、たとえそれが5対5であれば五分ずつ払うということになります。

○川崎委員 もうはや2年たつ中で、現実には裁判費用払わずに裁判は進行せんじゃろ。保険会社が立てかえとん、それとも備前市が保険会社と半々で立てかえとんか、細かいことやけど、どうい裁判費用、弁護士費用の払い方しとんか、参考までにお聞きしておきます。

○藤森建設部長 どこから払っているかはわかりませんが、とりあえず備前市と、それから検針員の方はまだ一円も払ってないということです。

○石原委員長 よろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、水道課からの報告事項を終わります。

続きまして、下水道課より報告をお受けしたいと思います。よろしくお願いします。

○小川下水道課長 合併浄化槽設置補助金について御報告いたします。

国から汚水処理人口がふえない合併浄化槽の設置については、今後は補助金の交付の対象としないとの通知がありました。また、岡山県も令和元年9月に2年度から国の基準に合わせて補助金の交付の対象としないとの通知がありました。備前市におきましても、検討した結果、国と県の基準に合わせて2年度から汚水処理人口がふえない合併浄化槽の設置については補助金の交付の対象としないことを考えております。

お配りのフロー図をごらんください。

まず、1ページ目ですけれども、これは転居、住所変更がある場合です。新築を建てて、そのときに合併浄化槽でありました。建てた新築が、合併浄化槽を設置した家屋であったという場合です。これは合併浄化槽からまた合併浄化槽をつくるという意味で、汚水普及人口がふえるということではないので、補助金の対象外とすることにしました。

2ページ目をごらんください。

これにつきましては、増改築です。同じ敷地の中に増築、改築をする場合、既に増改築する以前の家屋が合併浄化槽であった場合に、増改築をして、また合併浄化槽を新たにやりかえたいという場合についても補助金の対象外とすることにしようと考えております。

3ページ目、最後ですけれども、これは新築をする場合で、現状がくみ取りまたは単独浄化槽の場合については、合併浄化槽を設置するときには汚水処理人口がふえるという意味で、双方と

も補助金の交付の対象とすることになりました。

○石原委員長 ただいまの報告事項につきまして、発言を希望される委員の方おられましたらお受けをいたします。

○尾川委員 これで影響が出てくる場合はあるん、現実には。

○小川下水道課長 26年度から30年度まで過去5年分を調べますと、186件の申し込みがありました。その中で、合併浄化槽から合併浄化槽に申請をした件数が1件でありました。ですから、186分の1で0.5%ということで、かなり小さい数字でありました。

○尾川委員 ということは、影響がないという見方をすりゃあええんか、それとも備前市だけで補助を従来どおりとして、国もしてくれん、県もしてくれんというてもやるべきなんかというのは、その辺は検討されとん。

○小川下水道課長 まず、他市の状況なんですけれども、基本的には備前市も岡山県、国の基準に従いたいと考えております。調査をした結果、国や県に倣うという市町村が17市町村です。その補助の対象とすると答えた市町村がどうか、町だけなんですけど、5町なんで、備前市もそれに従いたいということです。

また、その理由につきましては、1世帯に対して2回以上同じ補助金を交付しないとの理由で、備前市につきましても国や県の方針どおりにしたいと考えております。

○掛谷委員 だから、結局古いときに合併浄化槽仮にあったとして、倒して同じところへ建てる場合、一回前に受けて、新築ときにはできませんよということなんですか。

○小川下水道課長 今年のちょうど1年前でした。国は、当然浄化槽から浄化槽はだめ、新築をするときには単独浄化槽やくみ取りをするのは今の御時世当たり前ではない、増改築も当たり前ではないということで、新築、増改築についても補助金の対象外としていました。しかしながら、ちょうどこの2月議会が終わったところに国も各自治体から、それから浄化槽の普及をするという意味で新築や増改築については補助金の対象とします。ただし、浄化槽をしてある家屋から引っ越しして新しく家を建てて浄化槽をするにつきましては、汚水の処理人口がふえない、そのまま移動しただけであるということで補助金の対象としないという方針を出して、県も国の方針に従うということで、備前市も他の市町村や、今お配りしたいろんなパターンがあるんで、フロー図なんかを考えてきょう報告をさせていただいた次第でございます。

○川崎委員 それで、25年たった後だったらええの。

○小川下水道課長 25年たってもだめになります。

○川崎委員 現行で補助金を出して、補助率が県下でも非常にいいからということで伊里地区なんかどんどん合併浄化槽がふえよるが。そういうのが古くなって、更新するときになったら全部自己負担でやれか。

○小川下水道課長 下水道課が所管しております浄化槽設置整備補助金につきましてはありませんけれども、備前市にはリフォーム補助金とか、新築の補助金がありますので、その中に対象経

費としての項目を上げていただければそこで補助金をいただくこととなっております。そのことにつきましては、都市住宅課の担当者と確認をしております。

○川崎委員 というのは、現役で働いているときには経済的力もあるからそれなりのことはできるんじゃないけど、例えば25年たつ中で現役を引退して年金生活に入っている独居か夫婦2人の家庭があるとするでしょう。そういうところが25年たって、合併浄化槽をやりかえらなったら経済的に無理だということになると、はっきり言うて古くなった合併浄化槽から臭いのが溝に出る例なんか岡山でよく知つとるんよ。もしそういうところは補助金の対象になれば、もとのくみ取りに近い状態に戻る可能性があるろう。それは法律上環境美化だというて合併浄化槽を推進しながら、25年たつても耐用年数が切れとるにもかかわらず新規の補助対象にしなければ、またそこで25年以前に戻る可能性が出てくるんじゃないの。そういう危惧があるんじゃないの。それについてはどう思われますか。

○小川下水道課長 確かにその危惧もありますけれども、毎年の機械の管理、11条検査といひまして、年に一回抜き取りとか、そういう検査を毎年しっかりとやったださっておれば、少しでも合併浄化槽本体の長寿命化が図られると考えております。しっかりと管理をしていただきたいと考えております。

○川崎委員 論点は違うんじゃないけど、臭い例なんかは単独浄化槽じゃ。そういう場合はモーターとポンプをかえたら順調に動くんだとか言うんよ。合併浄化槽も単独浄化槽も同じような原理で動きよると思うから、大きい小さいかの違いぐらいじゃから、それで長寿命化としてもそれがもし壊れてモーターをかえるというたら合併浄化槽全体かえるよりは、部品交換で維持できるとなれば、そういった費用についても一切自己負担でやったださいと。今のところそういう方針は変えるつもりはないという理解でよろしいんでしょうか。

○小川下水道課長 委員おっしゃられたのは単独浄化槽で臭いとおっしゃられました。最初の説明不足だったかもしれませんが、合併浄化槽から合併浄化槽に乗りかえる場合は補助金は出ません。単独浄化槽から合併浄化槽にかえるときには当然補助金は出ますということでございます。

○川崎委員 そんなことを言っていない。単独浄化槽はポンプをかえる程度なんじゃないけど、合併浄化槽もポンプをかえる程度の金額で改修なり改善ができるんかという疑問と同時に、25年以上たつて相当の金が要る。もし老夫婦なり年金生活者の場合、環境美化を考えるとそれなりの補助金を今さっき言ったリフォームか何かを含めて補助金を出してやっただ、せめて家は改築しなくても合併浄化槽だけは修繕なり、そういう費用を見てやらんと、合併浄化槽が故障したりしたらもつとはっきり言うて食べ物の腐ったものとかミックスした変なにおいが出るとしたら、それは環境政策としては後退になるから、そういうことは避けてほしいという疑問がありますんで、今後出てくるであろうそういうケースについてはそれなりの対応を考えていただきたいということだけ要望して終わります。将来のことだから、今すぐのことじゃないんで、検討課題ということでは置

いってください。よろしくお願ひします。

○小川下水道課長 ありがとうございます。

○石原委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、下水道課からの報告事項を終わります。

以上で報告事項を終わります。

***** 閉会中の継続調査事件 *****

続いて、閉会中の継続調査事件を行います。

安全・防災についての調査研究のうち防災行政無線について、説明をお願いいたします。

○藤田危機管理課長 それでは、防災行政無線（同報系）整備事業の概要についてという資料を
ごらんください。

今年度、実施設計を行っております防災行政無線の同報系の整備事業の今後の工事内容、それ
からスケジュール等も含めた概要を説明させていただきます。

御存じのこともあろうかと思ひますけれども、順に御説明いたします。

事業の背景、目的というところで、備前市では災害発生時における地域住民の迅速かつ確な
情報伝達体制を確立するため、アナログの同報系防災行政無線を日生、吉永では整備してありま
すが、これらが老朽化に伴ひまして性能劣化や、電波法に定める技術基準に適合していないとい
うような課題があるということ、それから備前地域においては地域住民に効果的に伝達する手段
がないことから、同報系の防災行政無線の整備が急務となっているということでございます。

次に、整備方針でございますが、費用面や機能性、国の指導方針等を考慮した実施案としてお
ります。下の番号①ですけれども、最新のデジタル方式、60メガヘルツによる防災行政無線及
び情報通信技術を採用するということでございます。

②でございますが、土砂災害警戒区域、浸水想定区域への避難に関する情報のほか、国からの
有事関連情報や緊急地震報などということでございます。これはJ-ALERT等先ほど言ひま
したアプリであるとか、メールであるとかといったものとの連携をしながら市域全体に可能な限
り情報伝達できる体制の構築を目指すというものでございます。

③親局につきましては、新庁舎に設置することとしておりまして、各支所には副操作卓を配置
します。

④で屋外拡声子局による防災情報伝達をメインとしておりまして、既設のものを含め、子局配
置の見直しを行うこととしております。さらに、アンサーバックつき、アンサーバックというの
は放送を親局から中継局、それから子局に対して放送できたかということが確認できる機能がつ
いたものです。割高で1.5倍以上するんで、数は限られておりますが、そういったところにつ
いて災害時の孤立が予想される地域に対して整備するということでございます。

⑤につきまして、戸別受信機については一般家庭の全戸及び主要公共施設並びに老人ホーム等

の要配慮者が予想される施設等は無償貸与の対象とし、民間の事業所、商業施設等は有償貸与での設置を基本とするということで、これについては要検討ということ、後ほど執行部案を詳細に御説明いたしますので、御意見等をお願いしたいと思います。

設置計画でございます。現在、運用中の防災行政無線の概要は次のとおりでございます。

日生地域と吉永地域だけでございまして、ごらんのとおりの子局、それから戸別受信機につきましてはとりあえず便宜上その世帯数、令和元年11月1日の世帯数を拾っておりまして、吉永地域については1,922という数字を入れさせていただいております。

次に、2ページ目をごらんください。

デジタル化に伴う設備、屋外拡声子局及び戸別受信機の設置案については次のとおりでございます。

子局設備、それから戸別受信機の数量につきましてはまだ確定ではございません。少し変動するということと、未定ということでございます。

親局については、先ほど言いました新庁舎に1つ、既設の中継局の設備については局舎等アンテナにつきましても一応既設のもの、といいますのはデジタル防災行政無線の移動系で今使っているものを共用して使うというようなことでございます。副操作卓については各支所ですね。それから、少し簡単な状況の操作ができるものですが、遠隔制御装置というもので東備消防組合にも一式置きたいということです。

子局の設備につきましては、令和3年から90式、全体で131式ということでございます。

それから、再送信子局というのがございます。これにつきましては、こういう山林で複雑な地形をしておりますので、中継局だけでは電波が隅々まで行き渡りません。ということで、親局から中継局へ渡って子局に行くんですけど、それをさらにそこから電波を飛ばすという意味のことで、再送信の子局、これも割高でございますので、必要数、それから電波の許可がないということで、一応これだけの数に限らせていただいております。これによりまして、全体には行き届くということでございます。

サイレン子局の設備をプラスさせていただくということで、これについては沿岸部の津波対応ということで、備前地域については現在手動でサイレンを鳴らすようなこととしてあるんですけど、それを既にこの子局に設備を設置するということです。

それから、戸別受信機については施設関係、一応1,000という数字、それから戸別受信機設備につきましては一般世帯、1万5,700の世帯数をカバーしております。

スケジュールでございます。下に行きまして、令和元年度については実施設計業務がほぼ終わりにかけておりまして、あと確認作業等が残りますので、最終チェックを終えますとでき上がりというようなことになっております。

令和2年度につきましては、ほぼ先ほど言いました子局であるとか、設備の製造に時間がかかります。親局と中継局についてもそういったこととなります。

あと、ここで高潮用のライブカメラを数カ所、水位計を1カ所の予定をしております。

それから、令和3年度にいきますけれど、中継局が少し残るか。それから、再送信子局、屋外拡声子局も含めて設置を進めていく。それから、できたところ、使えるところから戸別受信機についても配付を進めていきたいということです。

令和4年度につきましては、そういったことも進めながら、最後に今ある既設の吉永と日生にあるアナログ施設の撤去を行うということになっております。

それから、ここには載せておりませんが、整備の順番なんですけれど、一応全くない備前地域を1番にやりたいということで、次に昭和63年に整備しました吉永をやりたい。平成16年に整備した日生を最終にやりたいということです。その整備期間中は、今の既存の施設を使うということでございます。

全体の事業費ですけれど、工事費約17億1,000万円ということで、令和2年度から4年度の3カ年の継続費でさせていただこうと思っております。

施工管理費、これは直工費の20%で3,700万円ですけれど、これにつきましても3カ年で継続費とさせていただきます。この事業については今のところフルスペックということで、多少の変動にも対応できるというような予算取りにしております。

それから財源でございますが、特定財源がございまして、緊急防災・減災事業債というのがあります。ここに書いてあるとおりでございますけれど、これが令和2年度までということで国では示されていたんですけど、要望等も多いことから、令和2年度までに建設工事に着手した事業については令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置が講じられるということで、備前市はぎりぎり間に合ったので、充当率は100%です。交付税の算入率が70%ということで、非常に有利な財源となっております。

次に、3ページをごらんください。

防災行政無線放送の活用事例ということで、以下の放送ができるという例を挙げております。一番上の災害時の緊急情報はごらんのとおりでございます。あとライフライン等の情報、それから住民保護に関する情報、保健、医療機関関係の情報、それから今日生でも朝夕定時の音楽等の放送をしておりますけれど、これにつきましては受信の点検を兼ねられるということで、これも続けていったらどうかなどは考えております。あと、その他市民の暮らしに密着した情報ということでございます。

ここから御意見いただきたいんですけど、詳細に説明させていただきます。

戸別受信機の貸与に関する検討ということで、戸別受信機の導入についてなんですけれど、メリットについては、災害が起きそうな場合ですので、豪雨や強風で非常に放送が聞き取りにくくても屋内で確実に内容が聞こえて確認できるということと、また直接呼びかけしますので、そういった効果も期待できるのではないかと。あと、聴覚障害者につきましてはそれ専用のものもできると。あと、J-ALERTなど緊急放送については大音量にできる機能がついております。

それから、災害時でも電波のふくそうとか混信がなく、停電、断線リスクにも対応しているので、信頼性と安全性が高いと思っております。それから、先ほどの特定財源の有利なものが対象であるということですね。

次に、デメリットですけれど、1台当たりの価格が高いため、財政負担が大きいということ。それから、貸与しますと保守、それから故障、移設、在庫管理等住民等からの問い合わせについても窓口対応しなくてははいけません。それから、維持管理費用がかかってくるというようなデメリットがあるということなんです。

標準的機能につきましては、ごらんとおりであります。一番下の文字表示、聴覚障害者用のランプについては先ほどの障害者用に特別な機器を貸与するというような意味でございます。

それから、貸与等管理方法につきましては、申請方式で貸与をしたいと。貸与の台数は原則1台ということと、次のページを見ていただきますと無償貸与の対象者は以下のとおりとするということで、(1) 住民基本台帳に記録されている者で構成された世帯ということでございます。同一の家屋内に2世帯以上ある場合は、1世帯だけというようなことも条件に入れさせていただこうと思っております。

(2) では、市長が防災上必要と認めた施設の長及び団体の代表者、それから市長が特に必要と認めた者ということで、有償貸与の対象者は以下のとおりでございます。

2台以上希望したり、あと住所がない世帯の世帯主さんがおられたりとか、あとは事務所や事業所を有する法人、個人、それから市長が特に認めた者ということで、有償貸与につきましては貸付料という形で、これまではっきり金額は決まっていなくて、何とも言えないんですけど、一応今の案では価格の7割負担ということで、何で7割かということ、有償の場合は先ほど言いました起債の交付税措置の7割分がありません。ないので、7割分は負担をしていただくという考え方です。

それから、使用者は受信機を譲渡し、売却してはいけませんということ。それから、市は受信機の管理及び運用については指導、監督する、それを一元的に行うための受信機管理台帳を作成し、保管するというので、システムを入れることになっております。そういったシステム一式、親局になる放送機器のシステムの中に組み込まれております。あと、使用者については十分に注意を払って、常に正常な状態に保つように点検していただくというようなこと。それから、故意や不注意で受信機を破損した場合は、実費弁償していただくということです。

貸与の方法の流れにつきましては、令和2年度の早い時期に入札により元請業者が決定します。それから、各地域において自治会の代表者等を中心に整備事業の説明会を開催します。内容については各戸の協力依頼とか、戸別受信機の貸与、それから先ほどのアプリ等の情報の伝達方法なども含めて説明をさせていただいて、回覧等各戸に回るように自治会等を通じて申請の受け付けをしていきたいと考えております。

それがまとまりますと、その元請業者から戸別受信機の貸与については各戸へ出向いて電波の

受信状況を確認していただく、要するに外部アンテナをつけるということです。外部アンテナが必要なところかどうかということ、あと設置まで地元の電気事業者へ委託するという形で、地元の電気事業者を通じて設置をしていただくという方法をとろうという考えであります。

あと、参考数値でございますけれど、先ほど言いました事業所等を有する事業者ということで、法人、個人合わせて1,753件、これは平成28年の備前市の経済センサス活動調査というものでございます。

それから、無償貸与すべき指定施設、今のところ考えているのが大体460件程度かなというふうに思っております。本当に参考になんですけど、総務省が情報通信白書というものを出してございまして、2018年のモバイル端末の世帯の保有率は既に95.7%、そのうちのスマートフォンは79.2%ということ、それから個人の保有率については84%、そのうちスマートフォンは64.7%というようなことになっております。

○石原委員長 ただいま概要の説明ございました。

発言を希望される委員の方おられましたら。

○川崎委員 戸別は非常にええことで、現実には和気がやっとなのやったかなあ。デジタルの無線で飛ばすというのは納得できないんです。日生を見とつても観光客がよっけおんのにもう日ごろははっきり言うて葬式と市が催す公共の事業の宣伝、もう誰が亡くなったというて葬儀の案内をするというのは余り観光客にとっては気分のええ話しじゃない。そういう意味で、17億円かけるんだったらたしか和気が有線でやっとなよなあ、今ひなビジョンでやっているようなことを。

はっきり言うて、私災害のときに必要で聞こえるというのはもうサイレンの音しかないわけよ。風はぼうぼう吹きよるし、ザッザッザッザッ雨が降りよつたらもう屋外から何を言よんや全然聞こえん。そういう意味では、少々高うてもこの戸別受信機を有線で送るようにしときゃあ一番ええんじゃねえんかなあと思う。それで電気が送れんような大災害ということになったら、もうどうしようもない。災害が起こる前に今天気予報もよう当たるし、もう2時間前か、2日前かに退避してくださいというて結構流されよるわけで、そういう主要なものは市役所へ置きゃあええけど、全戸を戸別に無償で渡すのが理想で、プラス海岸線の津波対策としての、サイレンは特別に無線で飛ばすなりしてもうたらええと思う。それから、吉永の金剛川だったか、ゲリラ降雨による大洪水が起こるといときゃこはもうサイレンばんばん鳴らして、早く高いところに逃げろぐらいで、日ごろは公共のこんな使うてわあわあ流す必要はないと。それより戸別に各家に流してもろたほうが、その日の催しであろうが、葬儀が何時からどこであるというのを含めて戸別に家庭内に流すのはいいことじゃないんかなあ。だけど、何もあんた、観光の旅行客に聞いてもらう必要のないようなことまで流している現状というのは、将来やめる意味で、こんな17億円かけて無線で放送するというのは意味がないと考えとんですけど、そのような方向性はないんでしょうか。

○藤田危機管理課長 和気町のことを例に言われたんですけど、光ファイバーで全戸にIP通信という方法で戸別受信機にもうしているんですけど、有線がいいというのは逆でして、大地震が起きたときには必ず使えなくなります。切れます。電線が倒れたり、それと同じことで。有線じゃなく無線で飛ばすというところが信頼性もあるしという、私が説明した安心して送れるというところなんです。災害にも強いというところで。放送内容については委員が言われるように、検討は必要かと思います。日生については今それが慣例になってますんで、これが全市的にやるということになるといろんな御意見もあろうかと思いますが、私が申し上げたのはこういう活用事例がありますよというふうに言っただけでして、そういう葬儀のことも書いておけばいろんな意見が聞けるかなと思ってわざと入れとっただけの話なんで、そこら辺についてはもうよくよく執行部のほうで考えたいと思います。

○川崎委員 誤解があるんですけど、だから中央において戸別に行く方式、どうしても災害じゃあというときには当然有線なんか何の価値もないわけで、だから新庁舎にそういう無線飛ばす基地局やこうがサイレンだけでいいんじゃないかなあと。サイレンでぼんぼん鳴らして、あとはもう戸別にそれまでに緊急避難の準備してくださいとかいうて、いざ実際にもう電線が切れるような地震だとか津波だとか来るときには、その直前か数時間前かもうぼんぼんサイレン鳴らして早く退避してくれえというぐらいの基地局は無線でやるべきだと。しかし、これを見ると戸別、谷間とか、今日生にあるんじゃないけど、スピーカーを設けてデジタルという情報で流してというのは結局、近くはよう聞こえるけど、遠く離れたら、うちみたいに自動車が通ったらもう全然聞こえないという状況もある。だから、戸別を重視して、それできない緊急災害のときにはサイレンと、そのときにサイレンがある場所だけじゃけれども、早く避難してくれえという、そらサイレンの音が聞こえるぐらいなんじゃから、声も市役所から流したら飛ぶんじゃないかな。ただ、台数なんか限られていいんじゃないかなあというのが私の発想です。そうしたら、17億円が10億円で済むんじゃないかなとかというふうなことを思うんじゃないけども、もう一つ肝心な高くつくという戸別貸与で、これでは最高1万5,700戸を設置するというふうになっとなんで、そんなんもし私のような方式にしたら結局、市の負担というのは一体幾らかかるのか、17億円以下なのか、以上なのか、その説明もお願いしたいと思います。

○藤田危機管理課長 先ほど、和気町の例で言い忘れたんですけど、光ファイバーを敷設したんですね。そのときに、たしか記憶ですけど、大体20億円ぐらいかかったんじゃないかと思うんです。間違っていたら済みません。それを考えると、当然寿命があるわけで、それをまたやり直すということになると和気町も非常に単独でやるということであれば、財政負担は大きいんじゃないかなと。光ファイバーも劣化していきますから。ということで、経費的には当然こういう無線のほうが安いというふう考えております。

当然戸別受信機を申請ですから、要らない人にまで貸与しませんから、大体どれぐらいかはつきりわかりませんが、全ての人が欲しがらるわけじゃないと思っています。

○川崎委員 全てが欲しがったとしたら幾らになるかを聞きたい。

○藤田危機管理課長 そうなると、ざっとですけれど、約3億7,000万円ですね。これが、何割でおさまるかというようなことになろうかと思います。

○川崎委員 最後にしますけど、和気町の20億円というのはそのとおりかもわかりませんが、私が聞いている範囲では国か何かの特別補助金か何かが出て、そうすると負担は軽いと、だからやるんだというふうなことを同僚議員から聞いたような記憶があります。だから、無線のほうが保守とか長期的に考えたら初期投資は高いんかどうかわかりませんが、長期的には安くなるんなら別に無線でも構いません。

ただ、基地局を子機というんか、戸別のちっちゃい基地局は余りようけつくる必要はないんじゃないかなあ。全戸、それよりも今言うたように3億円で全戸、1万5,700世帯に徹底的にして、勝手に災害のときにはボリュームが最大限になって聞こえるというんじゃないら、もうそれが理想じゃねえかなあと思いますんで、そういう和気との比較検討をしながら無線のほうがより効率的、投資効率、金額も少ないということならそういう方向でやっていただいて結構だという意見表明をしておきます。

○掛谷委員 要は、アナログからデジタルにかわるということで、これが一番です。親局があって、中継局があって、そこへまたきちとした子局をつくるんですよ。だから、要は全世帯が見えるだけの網羅したもののセットでこれはできるようになっているんで、見えないというところはあります。そうじゃないと不公平がありますから。そこまでちゃんとした整備計画になっているんですよ。親局があり、また中継局があり、また子局があって、それもデジタルだからアナログと違ってもっとも精度の高いものができる。その負担が今の7割算入されてくるから4億円弱でこの整備ができるよという話なんですよ。

地震なんかが来ると、有線というのはもう壊れたら終わり。確かに、無線でも親局というんか、山のほうに建てたときに地震があつて倒れるということもありますよ。だけど、有線の光ファイバーだったら電線から電線へいくんで、町のところは全部こなくなっちゃうんですよ。山までやられたら親局は、また中継局もやられるんです。もう大災害ですわ。それはそうならんので、これは無線なんですよ。

ということと、電波が通らんようなところも全部調べて、必要なところにそういうふうな局をつくるんです、子局も。大体合うと思うんです。そういうことなんで、要はこの戸別受信機については、もうこれはお金が高いというのが一つあるよというのが、自分自身で払わないけんのが、これたしか1万5,000円かぐらいでしょう、戸別受信機は。

〔「無償じゃないの」と川崎委員発言する〕

無償じゃないよ。それは7割負担せないけん。

○藤田危機管理課長 数にもよるんですけど、先ほど言った3億6,000万円、7,000万円という単価は、戸別受信機だけで言いますと大体、1万9,000円弱ぐらいの計算にして

います。

ただ、先ほど言いましたように手数料がかかってきますから、その設置についても何ぼか加味されると思いますんで。

自己負担は無償貸与の人については、自己負担は要りません。

有償貸与の人については、その入札率で変わってくるでしょうけど、7割の負担をしていただきますという説明です。

○掛谷委員 だから、7割負担というのは結局2万円ぐらい負担せんとそれが入らんということになるんですかと言よんよ。わからん。ざっくり。

○藤田危機管理課長 1万円幾らじゃないかと言えませんが、1万3,000円か4,000円ぐらいというところでしょうか。

○掛谷委員 というんが、最終的にこれを購入しよったときに2万円も3万円も出してはやりとおねえと。1万円ぐらいじゃやろうというのはあるんじゃないかということで聞きよんですよ。余り負担が大きかったら。

〔「2台目の話じゃ、そりゃ」と尾川委員発言する〕

1世帯で1台やろ。

〔「関係ねえ」と尾川委員発言する〕

関係ないことはない。言うてください。

○藤田危機管理課長 当然一般の世帯は無償です。

2台以上欲しいというところについては有償になります。それと事業所ですね。個人、法人両方です。

○尾川委員 1軒に配るといのはわかるんじゃ。それでも真備町なんかあったって水がようけ来たらどうにもならんなんだというんか、ようわからんのや。その辺も調べてもろて報告してほしい。まずこういう方式でどこが成功して、使うてこういう効果があったという事例。それと他の自治体で先進的な防災や安全対策でそうやっとなる事例を紹介してほしいんじゃけどな。

それともう一点は、ここへある2ページ目の屋外拡声子局設備とか再送信子局設備、これ一般の者には関係ねえんかもしれんけど、場所をもっと具体的に言うてもらわにゃあ、わしゃ納得せんんじゃ。というのが、前に言うたかもしれんけど、移動式の配置が市民センターになかったんじゃ。今あるんか知らんよ。担当者は市役所に近えから要らんと言うわけじゃ。そういう論法で、この防災行政無線がカバーできてええようにできるんかどうか不安なんじゃ。まず、これを具体的に説明してほしい。それで、ええ例と悪い例と、それから岡山県内の自治体で先進的なのはこういう方法をとるとかというものを話ししてもろて、今言う交付税措置されて70%じゃというのはわかる、それはわかるけど、そんなこと関係ねえと思いますよ。それより、いかに本当に安全と防災に役立つんかということを知りてえわけじゃ。

○藤田危機管理課長 事例というのは、国はもう全戸に配布してくださいというようにしており

ます。そういうのを推奨してますんで、この間も補正予算で1万戸ですか、無償で貸与するような補正予算もつけておまして、推奨しているんで、国はできるだけ全戸にというふうにしてますんで、私どももそれに倣って。配れなかったもとのその目的からすると本末転倒なんで、皆さんに配ってそういった伝達しないといけないという義務がありますから、法律で決められておりますんで、義務がありますから、伝達したいために我々は配ると考えております。

悪い事例なんですけれど、聞き取りをさせてもらった例があって、栃木県の日光市というところがあるんです。その市は、全戸配布で提案したそうです。提案したんですけど、議会側が反対して、そこまでなくてええがなというように言われたんだと。担当者の話ですよ。いろんな条件をつけています。例えば65歳以上の世帯であるとか、先ほど言った同一世帯には1台だけですとか、それから身体障害者の手帳を持っている人、要介護認定を受けている人、それからもう一つの条件がその世帯の中でそういった情報を受け取れない、メールとかが受け取れないような、伝達できないような状態にある人。というのが、この日光市は登録メールもやっぴまして、それで受けられるというようなことがあるんです。そういった携帯メールを受け取れるかどうかというような条件まで、そういうものを契約しているかどうかというような条件までつけてやった結果、全世帯3万6,000世帯あって、配付できたのが3,500台。1割にも満たなかったということで、ほぼ無償貸与ばかりで有償は30台程度しか出てないと。事業所については10件ぐらいしかなかったというようなことで、担当は一応1万台を入札で購入したんだけど、6,000から7,000台が在庫に残った状態で、本当に目的が達成できないんだということで土砂災害警戒区域のところとかを加えて無償でというようなもんも加えていっても全然伸びないらしくて。

〔「よっぽど災害がないんじゃ」と川崎委員発言する〕

いや、あの辺はあると思うんですね。そういった状態だそうです。将来的に10年、15年先にはそういった機器も当然変わってくるだろうと思います。ほとんどの人がスマホを持てば音声は流れて、戸別受信機のような機能を持ったもののアプリも当然すれば、屋外へ出て、サイレンが鳴る程度の川崎委員が言われたような、鳴ればあとの内容はスマホで見られるというようなことであればそれでいいと思うんですけど、今の段階ではこれが必要だということで、必要なことを御説明させていただいています。そういった状況です。

○尾川委員 他の自治体のこういう防災行政無線が、どうなっとんかというのをここでのうてえから教えてくれりゃあええが。

それで、成功例やとか、今のような、葬式、それも大事な話なんじゃけど、何でもかんでも入ってくるわけじゃ。そうしたら、やかましいから切るんじゃというて言う家もあるわけじゃ。この辺で多分事例も真備町の例があるわ。調べて教えてくれえ。

○藤田危機管理課長 また、調べまして、そういった資料をお渡ししたいと思います。

○掛谷委員 屋外放送は今もう実際有線でやりよるが。それは、同時並行でやるんかという問題

が地元もあるよ。要するに、屋外放送で流す、それがもう風や何やかんやで聞こえんからもう室内で戸別でやろうという流れの中で、併用すりゃええんじゃけど、そういう地元は困惑するところが実際あると思うんですよ。と同時に、佐山とか吉永に一部戸別受信機があるが、こういったもんが、その補助金をもらって。それはどうすんやというふうな、もう既にやっているところの問題もあるし、さまざまないろいろ問題もあると思うんです。その辺をもっともって出して、実際にやる段になったらいろんな問題があるから、これは地元の説明せないけんし、いろいろあると思うんです。命にかかわることやったら二重、三重、四重にやるべきだと思います。いろんな課題はあると思うんで、イメージ図を、昔一回出したことがあったと思いますけど、そういうものも時間を置いて出してもらいたいなあと思っています。そういう要望しときます。

○石原委員長 ほかに。

執行部から特に受信機の貸与に関して御意いただければというようなことだったんですけど、ほかの委員さんいかがですか。よろしいですかね。

○田口委員 おおむねそういう計画でいいたろうと思いますけど、今のみんなそういうのを使っているんだと。こういう形でしっかりと電波が届くような形でやってもらえるほうがより確実だと思うんで、佐山、吉永の奥のほうだとか、そういったものを含めてきちっと隅々まで受信できる体制でやっていただきたいということでいいんじゃないかなと思います。

○石原委員長 ほかに御意見よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

濟いません、きょう御報告もいただいて、先ほど委員からも発言ございましたけれども、確認なんですけれども、きょう御説明をいただいた事業費が次の定例会に予算として提案されて、審査がなされるという認識でよろしいですかね。

それに向けて、先ほど委員からもございましたけれども、検討に向けて少しでもわかりやすい資料の提供もお願いしたいと思います。

○川崎委員 メーンはここじゃというのはようわかるんやけど、後の基地局がどこどこに、図面上で星印か赤印か何でもええけど、こういうんでこういうことになるんだというのがもしできたら日生地区、吉永地区、備前地区、3地区に分けてでもええから、そういうことはぜひやって、田口委員が言うたように、携帯でも鹿久居島の湾の奥とか、それから大多府島の南側やこやったら携帯の電波が入りにくいんよ。だから、それがこれによって本当にデジタルで入るんかどうか、この携帯の電波よりもっと強い電波が流れるかどうかというような、素人なんでわからなくて、流れてもらわんことには聞こえなんだから意味がないんで、そういうことも含めてせつかく17億円じゃから、ぜひ。

○藤田危機管理課長 その件について一言だけ。図面を出すということは、全市でいうともうすごい量になってしまうんで、一個一個の分はまだ今確定したわけじゃないんで……。

〔「イメージ図」と掛谷委員発言する〕

イメージというのもまたこれも難しいところで。

○石原委員長 前出たんじゃねえですか。

〔「たしか出たことあるよ」と掛谷委員発言する〕

○藤田危機管理課長 場所の、子局の場所については全て電波調査をして、大体市有地のところを選んで届くだろうという、スピーカーが届くだろうという位置にしてやっています。性能もよくなっているんで、大体通常のスピーカーですと400から500メートル、高性能ですと800メートルぐらいというようなことを業者から説明を受けています。

サイレンについては、サイレンだけのモーターサイレンなんですけど、3キロぐらいは届くんじゃないかというようなことで思っています。

今、先ほどの町内会とかの放送については、私が防災行政無線の活用事例のところでは言いましたように、そういったものについては地元は地元の放送設備でやっていただくということが原則になると思いますんで、補完するものであって、防災行政無線で使うということになると、もうこれは收拾がつかない状態になると思います。

〔「それを心配しよんじゃ」と尾川委員発言する〕

そういうことになると思うんで、それについてはもう無理だというふうに認識いただければ。

○尾川委員 それをはっきりしたらんと、そねえ複雑なシステムにするんかどうか、掛谷委員が言るように地区によっては町内でつくった有線放送があるわけじゃ。それとの競合というか、どういうふうに整理していくんかというのは、聞きよったらもう要らんようになるんかなあという話になるわけじゃ。それと、要するにアナウンスをどういう形で制限するかという、各戸に全部、よその町内まで行ったら問題じゃ。

○藤田危機管理課長 3ページの一番上のところを見ていただけたらわかると思うんですけど、もう行政が発信したい情報というふうに御理解いただけたらと思います。

○川崎委員 じゃから戸別に、言葉でしゃべるところをふやすんじゃなくて、サイレンで2キロ、3キロならそういうのを重要なところだけ残して、あとは戸別に無償で配る、戸別の受信機、これが全部無線で飛ぶという話でしょ。だから、それが飛ばない可能性があるんで、そのの基地局をきちっとどの部落、小部落も全部無線が飛んで、この戸別受信機電波が入るようなことをすっきりしてほしいというのが重点の図面をいただけたら安心感が高まるかなあと。

〔「調査せないけん」と掛谷委員発言する〕

じゃから、今さっき悪い例いろいろ言うたけど、私は無償でまず例外なく、独居老人やであろうが何であろうが、命は全て大切なんで、全戸に、居住がはっきりしている家屋について1世帯1台は絶対設置してほしいと。その前提は、無線が飛ばないと意味がないんで、無線局もしっかりやってほしいと。そういう図面をできたら17億円もの施設なんで。

○藤田危機管理課長 中継局については今あるところなんで、4カ所です。福石、日生の楯越、吉永は加賀美ですか。それから、熊山が中継局になって、2ページの表を見ていただけたら私が

説明させていただいたんですけれど、再送信子局というのがあります。これが中継局から再送信をして、全地域に行き渡らされるという役目を持ってますんで、これが11式、11局、そういった機能を持った子局ができますということで。

ただ、これも電波、公共のもんなんで、総合通信局の許可が要るんです。通常、1団体については4局ぐらいしかできないんですけど、合併して複雑な地形で、山に囲まれているということで11局をつけたいと申請しています。許可がおりるかどうかはわかりません。

これ、電波の種類が皆変わってくるんで、Aという電波で飛ばしても子局が再送信するとAになって、だから11種類の電波が必要になってくるんで、総通が許可を出さない場合がありますというようなことがあるんで、まだ何とも言えないと。でも、全体は行き渡せることができるんで、その辺は御理解いただきたいということです。

○尾川委員 愚問なんじゃけど、電波の種類が電磁波じゃねえんかな。これやったらまた問題が出てくるよ。

○藤田危機管理課長 書類からいうと、超短波というもので、VHFとかですね。それで、超短波、超短波というのは何々あるんかというFM放送とかです、周波数が60メガヘルツで。携帯電話なんかもう一つ上のごくごく超短波と。その下です。

○石原委員長 休憩します。

午後4時44分 休憩

午後4時49分 再開

○石原委員長 委員会を再開いたします。

ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、安全・防災についての調査研究を終わります。

以上で本日の案件は終了いたしました。

これをもちまして総務産業委員会を終了いたします。

午後4時52分 閉会